

総合心療センターひなが 院内感染対策指針

第1条 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療提供施設にとって重要である。院内感染防止対策を全従業員が把握し、指針に則った医療が提供できるよう、本指針を作成するものである。

第2条 院内感染対策委員会の設置

1. 各専門職代表を構成員として組織する院内感染対策委員会（以下、ICC）を設け、毎月1回定期的に会議を行い、院内感染対策を行う。緊急時には、臨時会議を開催する。
2. ICCは次の内容の協議・推進を行う。
 - 1) 院内感染対策指針及びマニュアルの作成・見直し
 - 2) 院内感染対策に関する資料の収集と職員への周知
 - 3) 職員研修の企画
 - 4) 異常な感染症が発生した場合は、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図る。
 - 5) 患者の疑問、不安等の日常的な把握に関する事項
 - 6) 看護部院内感染対策委員会を通じた活動を支援するとともに、対策を要する事案の解決のための方策を策定する。
3. 委員は、職種・職位等にかかわらず、院内感染の防止に関して自由に発言できる。
4. 委員はその職務に関して知りえた事項のうち、一般的な院内感染防止対策以外のもものは委員会及び院長の許可なく、院外の第三者に公開してはならない。
5. 下記に挙げる者を診断したときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により1) 直ちに、2) は7日以内にその者の年齢、性別その他厚労省令で定める事項について保健所長を通じて都道府県知事へ届け出る。
 - 1) 一類感染症の患者、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者又は無症状病原体保有者及び新感染症にかかっていると疑われる者
 - 2) 厚労省令で定める五類感染症の患者（厚労省令で定める五類感染症の無症状病原体保有者を含む）

第3条 職員研修

1. 院内感染防止対策の基本的考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。
2. 職員研修は、就職時の初期研修1回のほか、年2回全職員を対象に開催する。また、必要に応じて随時開催する。

3. 研修の開催結果又は外部研修の参加実績を記録・保持する。

第4条 院内感染発生時の対応

1. 感染を防止するため、「感染情報レポート」を月1回程度作成し、スタッフの情報供給を図るとともに、院内感染防止対策委員会で再確認して活用する。
2. 異常発生時は、その状況及び患者への対応等院長に報告する。対策委員会を開催し、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図る。

第5条 院内感染マニュアル

別紙、院内感染対策マニュアルに沿って、手洗いの徹底など感染対策に常に努める。

第6条 患者への情報提供と説明

1. 本指針は、患者又は家族が閲覧できるようにする。
2. 疾病の説明とともに、感染防止の基本について説明して、理解を得た上で協力を求める。

第7条 病院における院内感染対策推進

1. 病院職員が感染源とならないように体調不良の場合は速やかに受診をする。また年1回（職種によっては年2回）の定期健康診断を必ず受け、健康管理に留意する。
2. 院内感染防止のため、病院職員は各部署共通の別紙「院内感染対策マニュアル」を遵守する。

（付則）

本指針は平成19年12月より実施する

改定日 令和6年6月18日